

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）の行った公文書の部分開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の開示請求

異議申立人は、平成23年11月17日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、別表の開示請求欄に掲げる6件の開示請求を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、各開示請求に係る公文書として、別表の公文書の件名欄に掲げる文書（以下「本件各公文書」という。）を特定した。

3 実施機関の処分

実施機関は、平成23年11月28日付けで別表の処分欄に掲げる処分（以下「本件各処分」という。）を行うとともに、その旨を異議申立人に通知した。

4 異議申立て

異議申立人は、本件各処分を不服として、平成23年12月2日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件各処分のうち、点検結果報告書に記載された点検者、測定者、記録者等（以下「点検者等」という。）及び業務委託に関する責任者（以下「業務責任者」という。）の氏名の開示をしない決定の部分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

(1) 実施機関は、個人情報保護の観点から、点検者等の氏名及び顔写真並びに業務責任者の氏名を公開しないとしている。しかし、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の趣旨からすると、保護されるべき個人情報は、保険金や税金等の納付書などの個人情報等、個人が個人情報を公開されることについて許諾、予想又は予見をしていない個人情報に限られるものである。すなわち、非公開を期待している個人情報に限るものである。

(2) 修繕工事又は設備保守点検業務等の現場代理人、点検者等及び業務責任者は、

氏名を現場代理人登録や点検結果票などで県（県民）に示すことにより、業務を保証し、業務の責任を負うことを示している。また、点検結果票などは県（県民）に対して報告されたものである（申請ではない）。したがって、現場代理人、点検者等及び業務責任者は、県民への氏名の公開を予想し、又は予見している。これは黙示の許諾に当たる。すると、現場代理人、点検者等及び業務責任者の氏名は個人情報保護法により守られるべき個人情報には当たらない。

- (3) 県が発注した工事等の結果報告書は県（県民）に対して報告されたものであるから（申請ではない）、県民は現場代理人、点検者等及び業務責任者の氏名を知る権利を有する。
- (4) 県が発注した工事等の結果報告書に記載された現場代理人、点検者等及び業務責任者の氏名は、この工事等に対して責任の所在を明らかにするために、県（県民）に対して、すなわち公に対して自ら開示したものである。したがって、県民や公に対して秘密性を持たない。また、自ら開示しているため、氏名が開示されても現場代理人、点検者等及び業務責任者には何らの不利益が生じないことは明らかである。すると、現場代理人、点検者等及び業務責任者の氏名は、個人情報保護法や条例第11条第2号により守られるべき個人情報には当たらない。同号により守られるべき個人情報は、上記(1)記載の個人情報である。したがって、先の公文書部分開示決定は、同号の解釈を誤った不当な決定である。
- (5) 県が発注した工事等の結果報告書は、県（県民）に対する報告書であるから、県民への開示を目的としていることは明らかである。したがって、この結果報告書は条例第11条第2号ロに該当する。
- (6) 現場代理人、点検者等及び業務責任者の氏名等が公開されないと、県が発注した工事等に不正があった場合、県民は不正を暴くことができなくなる。これは権利の侵害である。したがって、県民が不正を暴く方法を確保する必要性は現場代理人や点検者等の氏名の公開の不利益を上回るものである。

3 実施機関の理由説明に対する意見

実施機関の理由説明書は、異議申立理由の一部にしか対応していない。異議申立理由を正しく理解されたい。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件各公文書について

本件各公文書は、平成21年度から23年度までの各年度における山口きらら博記念公園の建築設備保守点検業務委託及び電気設備保守点検業務委託に関する文書である。

2 非開示とした部分

点検結果報告書に記載された点検者等の氏名及び顔写真並びに業務責任者の氏名を非開示とした。

ここで、点検結果報告書とは、建築設備及び電気設備について業務委託契約の仕様書に基づき、受託者が年1回（自動ドアについては年4回）の点検を実施し、その点検結果を記載し、取りまとめたものである。受託者は点検項目に従い、各設備の適正な動作状況の確認、損傷の有無など外観について点検を実施する。点検結果報告書に記載される点検者等の氏名は、受託者の従業員のものである。

また、業務責任者とは、業務委託契約第5条の規定により受託者が作成した業務責任者届に記載される業務遂行上の責任者を指している。

3 非開示とした理由

建設工事においては、その施工が建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による許可を受けた業者によってなされていることを対外的に明らかにするため、同法第40条において、建設業者に対し、建設工事の現場ごとに、一定の標識を掲げることを義務付けている。このため、修繕工事に係る現場代理人の氏名については、条例第11条第2号ロに該当するものとして開示した。しかし、建築設備及び電気設備の保守点検に係る業務委託には法令等の規定による掲示の義務はなく、点検者等及び業務責任者の氏名は公にされていない。また、点検結果報告書及び業務責任者届（以下「点検結果報告書等」という。）は、公表することを目的として実施機関が保有している情報ではなく、従業員である点検者等及び業務責任者の氏名を公開することが公益上必要であるとも認められない。

したがって、点検者等及び業務責任者の氏名は、同条第2号の個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当し、同号イからニまでに該当しないことから、非開示としたものである。

なお、異議申立人は、県民は現場代理人や点検者等の氏名を知る権利を有すると主張するが、条例は、県民の知る権利を尊重するものであるが、第11条において開示をしないことができる公文書を規定しており、点検者等及び業務責任者の氏名は、この規定に該当するため非開示としたものである。

第5 審査会の判断

1 本件各公文書の内容及び性格

本件各公文書は、公の施設の管理に係る契約関係書類であり、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

2 条例第11条第2号について

第11条は、第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示しないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲が明確でないので、明白にプライバシーと

考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて個人に関する情報を原則的に非開示とすることを定めたものであるが、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからニまでに規定する情報については、開示することとされている。

3 条例第11条第2号該当性について

(1) 条例第11条第2号本文への該当性について

本件各公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、実施機関が非開示とした部分に、点検者等の氏名及び顔写真並びに業務責任者の氏名が記載されていることを確認した。これらの情報は、受託者名と結びつけることにより特定の個人が識別され、又は識別され得るものであることから、条例第11条第2号本文に該当する。

(2) 条例第11条第2号イからニまでへの該当性について

異議申立人が開示を求めている点検者等及び業務責任者の氏名は、条例第11条第2号イ及びニには明らかに該当しないと判断されるため、同号ロ及びハへの該当性について検討する。

ア 条例第11条第2号ロへの該当性について

異議申立人は、点検結果報告書等が実施機関に提出されたものであることをもって県民に対して公開されたものとみなし、点検者等及び業務責任者は自ら氏名を公開したものである、氏名の開示を許諾している等として、条例第11条第2号ロに該当すると主張する。しかし、点検結果報告書等は契約の履行状況の確認等のために取得した情報であり、公表を目的としたものではないこと、点検者等及び業務責任者は、現場代理人とは異なり、その氏名を公にする慣行はないこと等からすると、同号ロへの該当性は認められない。

イ 条例第11条第2号ハへの該当性について

異議申立人は、点検者等及び業務責任者の氏名等の公開により県民が不正を暴く方法を確保する必要性は、点検者等の氏名等の公開の不利益を上回るものであると主張する。これは、条例第11条第2号ハに該当すると主張しているものと考えられる。しかし、点検結果報告書等は、契約に基づき取得したものであり、同号ハに規定する「法令等の規定による許可、認可、届出等に際して実施機関の職員が作成し、又は取得した情報」に該当しないこと、また、同号ハに規定する「公益上必要」とは、県民の生命、身体等を危害から保護し、公共の安全を確保するために必要ということであるが、本件委託業務は、従事する者に特定の資格免許が要求されるものでもなく、従業員の氏名を開示することが公益上必要とは認められないことから、同号ハへの該当性は認められない。

4 その他

異議申立人は、保護されるべき個人情報、本人が非開示を期待しているものに

限られると主張する。しかし、条例第11条第2号は、開示しないことができる個人情報「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」と規定しており、同号への該当性は、本人が非開示を期待しているかどうかにかかわらず、客観的に判断されるべきものである。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等 別紙のとおり

別表

開 示 請 求	公文書の件名	処 分
平成21年度山口きらら博記念公園の建築設備保守点検業務委託に関する次の事項 ① 受託者 ② 受託者の見積書 ③ 受託金額 ④ 業務委託の仕様書 ⑤ 業務委託に関する点検結果報告書 ⑥ 業務委託に関する責任者名及び点検作業員名簿	平成21年度山口きらら博記念公園の建築設備保守点検業務委託に関する文書	部分開示 開示をしない部分 ① 受託者の入札書の代理人氏名及び印影 ② 業務委託に関する点検結果報告書の個人の氏名及び顔写真 ③ 業務委託に関する責任者の氏名
平成22年度山口きらら博記念公園の建築設備保守点検業務委託に関する次の事項 (次の事項は、上に同じ。)	平成22年度山口きらら博記念公園の建築設備保守点検業務委託に関する文書	//
平成23年度山口きらら博記念公園の建築設備保守点検業務委託に関する次の事項 (次の事項は、上に同じ。)	平成23年度山口きらら博記念公園の建築設備保守点検業務委託に関する文書	部分開示 開示をしない部分 ① 業務委託に関する点検結果報告書の個人の氏名及び顔写真 ② 業務委託に関する責任者の氏名
平成21年度山口きらら博記念公園の電気設備保守点検業務委託に関する次の事項 (次の事項は、上に同じ。)	平成21年度山口きらら博記念公園の電気設備保守点検業務委託に関する文書	部分開示 開示をしない部分 ① 受託者の入札書の代理人氏名及び印影 ② 業務委託に関する点検結果報告書の個人の氏名及び顔写真 ③ 業務委託に関する責任者の氏名
平成22年度山口きらら博記念公園の電気設備保守点検業務委託に関する次の事項 (次の事項は、上に同じ。)	平成22年度山口きらら博記念公園の電気設備保守点検業務委託に関する文書	//

平成23年度山口きらら博記念公園の電気設備保守点検業務委託に関する次の事項 (次の事項は、上に同じ。)	平成23年度山口きらら博記念公園の電気設備保守点検業務委託に関する文書	〃
--	-------------------------------------	---

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
平成23年12月26日	実施機関から諮問を受けた。
平成23年12月28日	理由説明書の提出を実施機関宛て依頼した。
平成24年 1月13日	実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成24年 1月17日	実施機関から提出された理由説明書の写しを異議申立人宛て送付し、併せて意見書の提出を依頼した。
平成24年 1月30日	異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成24年 1月31日	異議申立人から提出された意見書の写しを実施機関宛て送付し、併せて理由説明書の提出を依頼した。
平成24年 2月 7日	実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成24年 2月 8日	実施機関から提出された理由説明書の写しを異議申立人宛て送付し、併せて意見書の提出を依頼した。
平成24年 5月17日	事案の審議を行った。
平成24年 7月26日	事案の審議を行った。
平成24年 8月23日	事案の審議を行った。
平成24年11月 8日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	役職名	備考
高松 恵子	司法書士	
徳田 恵子	弁護士	
三間地 光宏	山口大学教授	会長
森永 敏夫	公認会計士	
山元 浩	弁護士	会長職務代理者

(平成24年11月8日現在)